

電気需給約款 更新対象比較表

更新対象：電力低圧用約款 第13条 契約種別 アットホームプラン	
旧版	改定
<p>④ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、お客様の申出により20歳以下もしくは60歳以上のご家族と同居されている場合は、電力量料金から3%差し引いた料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。また、電力量料金には、第12条（燃料費調整単価）第1項第④号によって算定された燃料費調整額を加算しないものとします。</p> <p>b. 電力量料金 ただし、需給契約にてお客様とエコスタイルが別途同意した場合、需給契約に記載の単価とします。</p>	<p>④ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 また、電力量料金には、第12条（燃料費調整単価）第1項 第④号によって算定された燃料費調整額を加算しないものとします。</p> <p>b. 電力量料金 ただし、需給契約にてお客様とエコスタイルが別途同意した場合、 あるいは別紙にて記載する個別割引条件に適合した場合、需給契約に記載の単価とします。</p>